

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 8月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	プロセス放射線モニター系残留熱除去機器冷却系放射線モニター記録計点検において、モニター(B・D)指示値不良(入力信号に対し指示値が低く指示)が認められたため、当該記録計を修理。	G III	
2	3号機	給水制御装置において、「給水制御系コントローラ(U-SCA)異常」警報の発生が認められたため、当該制御装置を点検・修理。	G III	
3	4号機	復水貯蔵タンク入口扉において、蝶番3個中2個に腐食による破損が認められたため、当該扉を点検・修理。	G III	
4	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系脱塩塔(A)入口導電率計において、指示値不良(指示値と手分析値に誤差が有る)が認められたため、当該導電率計を点検・修理。	G III	
5	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系脱塩塔(A)出口導電率計において、指示値不良(指示値と手分析値に誤差が有る)が認められたため、当該導電率計を点検・修理。	G III	
6	その他	一次水処理設備脱塩塔再生用温水槽(A)液位検出スイッチにおいて、動作不良(通常の液位にもかかわらず液位高/低警報発生)が認められたため、当該液位検出スイッチを点検・修理。	G III	
7	その他	モニタリングポストNo. 5低レンジモニターにおいて、「検出器内温度高」警報の発生が認められたため、当該原因を調査。 なお、指示値に有意な変動はなく、測定を継続中。	G II	H27.8.11再審議にてグレード変更 G III → G II